

1) 高圧架空引込線は、次のように施工する。

関連事項については「電線路」004～008を参照。

- a. 高圧引込線の電線には、高圧絶縁電線、引下げ用高圧絶縁電線又はケーブルを使用する（電技解釈第99条）。
- b. 電線には引張強さ8.01kN以上の高圧絶縁電線、又は直径5mm以上の硬銅線の高圧絶縁電線若しくは引下げ用高圧絶縁電線を使用する。（電技解釈第99条）
- c. 高圧架空引込線の高さは、3.5mまで減ずることができる。この場合において、高圧架空引込線がケーブル以外のものであるときは、その電線の下方に危険である旨の表示をする。（電技解釈第99条）
- d. 架空引込線と造営物の離隔距離は、表-1のとおりとする。
ただし、高圧架空引込線を直接引き込んだ造営物については、危険のおそれがない場合に限り表-1の離隔距離は適用しない。（電技解釈第99条）
- e. 高圧架空引込線は、常時吹いている風等により、植物に接触しないように施設する。（電技解釈第86条）
- f. 架空ケーブルによる場合は、次のことを加える。

ケーブルはちょう架用線により施設する。この場合、使用電圧が高圧の場合は、ハンガーの間隔を50cm以下として施設する。（電技解釈第65条）

ちょう架線は、引張強さ5.93kN以上のもの又は断面積22mm²の垂鉛めつき鉄より線と同等以上の強さのより線を使用する。（電技解釈第65条）

ちょう架用線及びケーブルの被覆に使用する金属体には、D種接地工事を施す。

（電技解釈第65条）

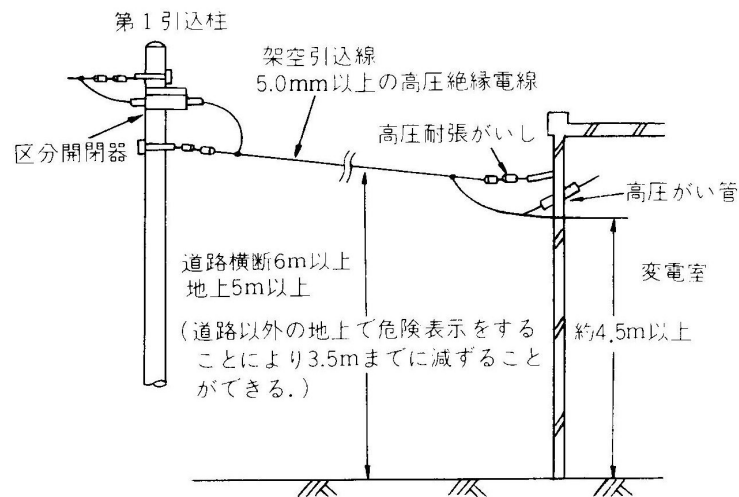


図 - 1 高圧絶縁電線での引込み要領

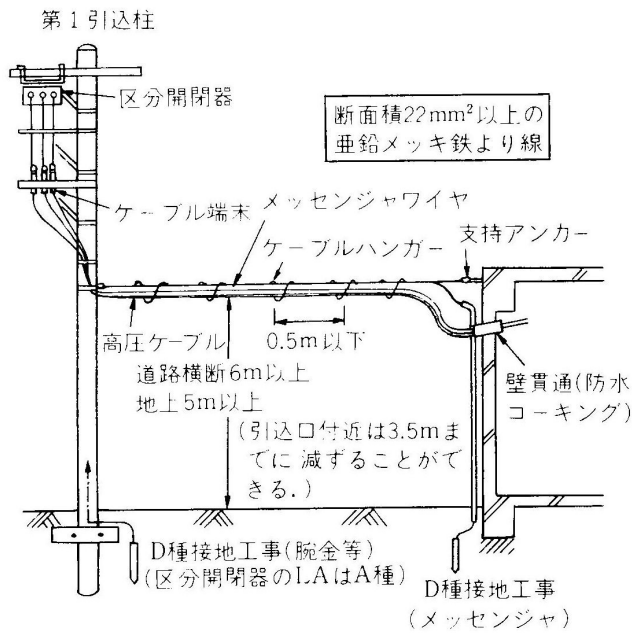


図 - 2 高圧ケーブルでの引込み

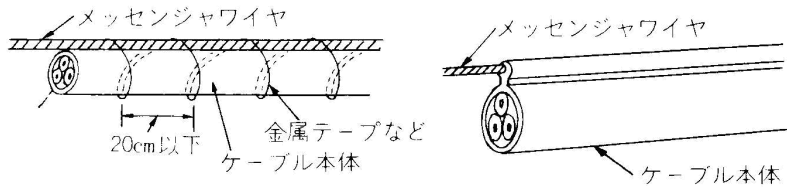


図 - 3 ケーブルハンガー以外のちょう架例

表 - 1 造営物との離隔距離（電技解釈第 76 条）

		絶縁電線の場合	ケーブルの場合
上部 造営材	上方	2m 以上	1m 以上
	側方	1.2m 以上（電線に人が容易に触れるお それがない場合は、0.8m 以上）	0.4m 以上
	下方		
その他の造営材		1.2m 以上（電線に人が容易に触れるお それがない場合は、0.8m 以上）	0.4m 以上